

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

実施機関名等	監査実施日	実施方法
府営水道事務所	平成25年9月2日・3日・10月21日	書面監査
中小企業技術センター	平成25年9月12日・10月15日	書面監査
農林水産技術センター	平成25年9月18日・27日・10月1日・2日・21日・11月8日	書面監査
南丹教育局	平成25年9月13日	書面監査
中丹教育局	平成25年10月11日	書面監査
総合教育センター	平成25年9月3日・10月16日	書面監査
府立東稜高等学校	平成25年9月18日	書面監査
府立農芸高等学校	平成25年9月17日・11月8日	書面監査
府立大江高等学校	平成25年10月11日	書面監査
亀岡警察署	平成25年9月12日	書面監査
綾部警察署	平成25年10月7日	書面監査
福知山警察署	平成25年10月7日	書面監査
舞鶴警察署	平成25年10月7日	書面監査
南丹広域振興局	平成25年9月9日～13日・10月4日	実地監査
南丹保健所	平成25年9月10日・10月4日	実地監査
南丹土地改良事務所	平成25年9月9日～13日・10月4日	実地監査
南丹農業改良普及センター	平成25年9月9日～13日・10月4日	実地監査
南丹土木事務所	平成25年9月9日～12日・10月4日	実地監査
中丹広域振興局	平成25年10月7日～11日・15日・11月7日	実地監査
中丹西保健所	平成25年10月8日・11月7日	実地監査
中丹東保健所	平成25年10月11日・11月7日	実地監査
中丹土地改良事務所	平成25年10月7日～11日・15日・11月7日	実地監査
中丹東農業改良普及センター	平成25年10月7日～11日・15日・11月7日	実地監査
中丹西農業改良普及センター	平成25年10月7日～11日・15日・11月7日	実地監査
中丹東土木事務所	平成25年10月21日～24日・11月7日	実地監査
中丹西土木事務所	平成25年10月7日～10日・11月7日	実地監査
畑川ダム	平成25年9月6日	工事監査
例月出納検査 (会計事務月例点検)	平成25年9月25日・10月31日	—

監 査 委 員

25年監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成25年度に執行した監査の結果（平成25年9月2日から平成25年11月8日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

平成25年12月27日

京都府監査委員 植 田 喜 裕
同 山 口 勝
同 村 山 佳 也
同 園 田 能 夫

なお、監査執行者は次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
植 田 喜 裕	平成25年10月3日～平成25年11月8日
山 口 勝	平成25年9月2日～平成25年11月8日
村 山 佳 也	平成25年9月2日～平成25年11月8日
園 田 能 夫	平成25年9月2日～平成25年11月8日

定期監査

平成25年9月2日から平成25年11月8日までの間における定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

平成25年度の監査対象機関のうち、知事部局16箇所、教育委員会6箇所、警察本部4箇所の計26箇所について監査を執行した。その他主要な工事1箇所について、別に工事監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成24年度分及び監査執行日までに執行された平成25年度分の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、平成25年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

(1) 事務事業全般にわたり合规性・正確性を視点とする監査を行うとともに、次の事項については詳細な監査を実施する。

① 契約関係

- ア 契約書・請書が適正に作成されているか。
- イ 予定価格調書が適正に作成されているか。

② 支出関係

- ア 諸手当・旅費が適正に支出されているか。
- イ 納品書等の取扱いは適正か、履行確認は適正に行われているか。

③ 現金関係

所属長の点検、現金等の保管が適正に行われているか。

(2) 経済性・効率性・有効性を視点とする監査については、主に監査対象機関の重要施策及び次の事項について、監査を実施する。

- ① 業務委託の状況について
- ② 府が事務局を担っている団体の事務の処理状況について
- ③ 府有資産の活用等、効率的な財産管理について

3 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。

(1) 指摘

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2

① 支出

- ・補助金の額の確定に当たり、事業の実施内容を確認していない事例が認められた。(南丹教育局)

② その他

- ・所属長に何うことなく契約書の内容を変更し、公印を押印するなど内部統制が不適切な事例が認められた。(農林水産技術センター)

(2) 注意

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	1	5	16	4	0	1	0	0	4	1	32